

書類提出の際の本人確認について

令和2年12月28日に「押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令(令和2年環境省令第31号)」が施行されました。この省令改正等により、環境法令^{*1}に基づく手続の際、書類への押印が不要になりました。

また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例についても、令和3年3月1日から書類への押印が不要になりました。

*1:水質汚濁防止法施行規則、騒音規制法施行規則、振動規制法施行規則、大気汚染防止法施行規則、
土壌汚染対策法施行規則、汚染土壌処理業に関する省令、悪臭規制法施行規則、
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則(平塚市環境保全課所管法令のみ抜粋)

平塚市環境保全課では、押印の代わりとして、受付の際に次のような本人確認を行います。

なお、従来どおり、押印した書類を提出する場合には、これらの確認は行いません。

※本人確認方法については、他自治体の動向を踏まえ、内容を変更する可能性があります。

【窓口での受付】

○届出者たる法人の従業員が提出する場合

ー ①、②のいずれかの方法によって、本人確認を行います。

① 「社員証(写真付)」、「社員証(写真なし)+運転免許証等の写真付き証明書類」、
「有効な社名入り健康保険証+運転免許証等の写真付き証明書類」

または「印鑑証明書(交付後6か月以内のもの)またはその写しの添付」により確認する。

② 「連絡先確認票」を書類に添付する。(記載された連絡先にその場で電話確認します。)

○個人(または個人事業主)である届出者が提出する場合

ー 次のいずれかの書類をもって、本人確認を行います。

マイナンバーカード、運転免許証、有効な健康保険証、パスポート、

または「印鑑証明書(交付後6か月以内のもの)またはその写しの添付」

○第三者(代理店の従業員等)が提出する場合

ー 「連絡先確認票」を書類に添付する。(記載された連絡先にその場で電話確認します。)

※「連絡先確認票」には、届出者たる個人(または個人事業主)や、法人に所属する担当者の
連絡先を記載してください。

【郵送での受付】

○「連絡先確認票」を書類に添付する。(郵便物受取後、記載された連絡先に電話確認します。)

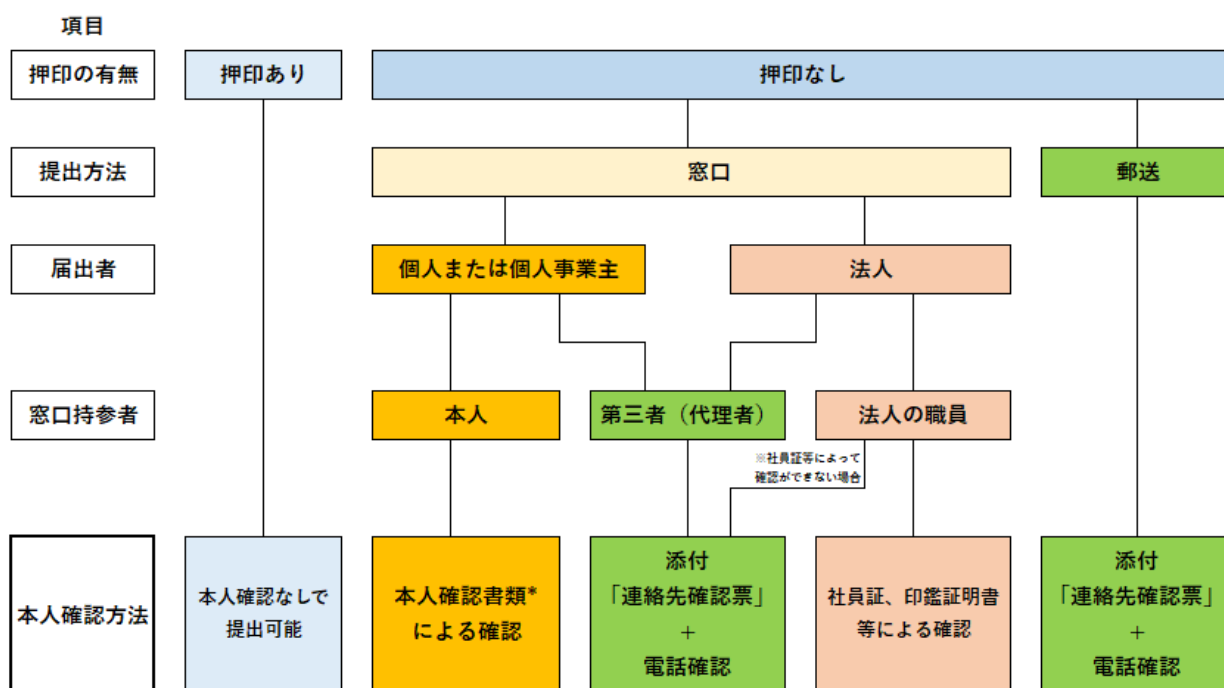
受付時の電話確認について

「連絡先確認票」による電話確認を行う場合、連絡先として記載された担当者の方に、以下の質問をさせていただきます。

確認が取れない場合は、受付ができない可能性がありますので御注意ください。

- ① 本日、あなた(の法人代表者)を届出(申請)者として、届出(申請)書が提出されました。
どんな内容の手続きであるかを把握していますか？
⇒手続きの内容について確認させていただきます。
- ② 書類を窓口へ提出しに来た方の所属する会社名や名前を把握していますか？
⇒窓口への書類の提出を代行された方の所属や氏名を確認させていただきます。

受付時の本人確認方法の確認チャート



*本人確認書類：マイナンバーカード、運転免許証、有効な健康保険証、パスポート、印鑑証明書

***本人確認書類：マイナンバーカード、運転免許証、有効な健康保険証、パスポート、印鑑証明書**